

## 2018 年度の事業計画

政治、経済、社会の状況が大きく変化する中、消費者運動が取り上げるべき問題も幅広く、内容も高度になってきています。「消費者重視」「消費者志向」とも言われる中で消費者団体への社会的期待が引き続き高まる一方、消費者代表としての主体的力量や体制づくりには課題が山積しています。

そこで、2018 年度も“社会的要請に応える態勢づくり”を重点とします。

### 1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

#### (1) 消費者運動への幅広い参加の獲得

消費者運動総体として、いよいよ歴史の継承・後進の育成が課題となってきています。会員団体や他分野における取り組みの工夫に学ぶ企画を実施することや、インターンシップ受け入れ、学生賛助会員獲得に向けた働きかけなどを通じて、今後の多様な参加のあり方を追求します。2018 年は消費者保護基本法制定 50 周年であり、記念企画の開催を検討します。

#### (2) 新たな情報発信に向けた研究

若年層をはじめ消費者運動への幅広い参加を獲得する上でも、情報発信の多様化が必要です。SNSを活用した情報発信について研究し、ターゲットやコンテンツを検討した上、できることから実施します。

#### (3) 「NPO法人消費者スマイル基金」への支援

消費者スマイル基金が 2017 年にスタートし、第 1 回助成事業を実施することができましたが、運営基盤・財政基盤は十分とは言えません。引き続き本基金の事務局として、消費者運動への社会的な理解促進を進めるとともに、消費者団体の財政基盤づくりに寄与します。

### 2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

#### (1) 消費者基本計画見直しへの対応

・消費者基本計画は消費者政策推進の要であり、工程表見直しと第 4 期基本計画策定に向けて、政策提言に取り組みます。

#### (2) 地方消費者行政の強化

・地方消費者行政推進交付金の削減が現場にどのような影響を及ぼすか、地方消費者行政プロジェクトで自治体消費者行政調査に取り組み、把握に努めます。そのうえで求められる施策などについて、シンポジウム等で世論に発信します。

#### (3) 民法の成年年齢引き下げ、消費者契約法改正への対応

・成年年齢引き下げの民法改正案成立が見通される中、若年者の消費者被害が広がることのないよう、法整備や消費者教育などの施策の動向を注視し、少なくとも経過措置期間内に実効性ある対策が実施されることを求めます。  
・消費者契約法の次回改正に向け、論点整理などを進めます。

#### (4) 食品安全・表示に関する対応

・消費者委員会の建議への対応が未だ十分行われていない特定保健用食品制度など保健機能食品制度全般の見直しに向けて、動向を注視し政策提言を行います。

#### (5) 消費者がエネルギーを適切に選択できる環境整備（電力・ガス自由化への対応等）

- ・審議会で検討が進められている電力経過措置料金規制解除や発送電分離などの論点について、動向を注視し政策提言を行います。

#### (6) 公益通報者保護法改正への対応

- ・消費者委員会公益通報者保護専門調査会での検討が再開された公益通報者保護法の2019年通常国会での改正に向けて、専門調査会への参画をはじめ、政策提言などを進めます。

#### (7) その他課題

- ・消費者庁消費者行政新未来創造オフィス(2017年7月開設)の取り組み等についてチェックし、国の消費者行政機関の地方移転問題の検証に備えます。
- ・カジノ法、SDGs、ISOと消費者問題、軽減税率の学習、EC・AIやビッグデータ利活用などの問題について、情勢に応じて対応を進めます。

### 3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

#### (1) 会員団体との連携強化

消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。また、Webシステムを活用して地域団体との連携を強めます。特に地方消費者行政などの地域課題について、地域団体との情報共有レベルを高めながら、課題解決に取り組みます。

#### (2) 国際的な消費者運動との連携強化

引き続き、CIから発信される情報に学ぶ、取り組み要請に応えるなどして国際的な消費者運動との連携強化を図ります。

#### (3) 他分野との連携強化

福祉や子育て支援など、隣接分野で活動している団体との連携強化を図るとともに、こうした方々に消費者運動・消費者団体の存在を知っていただくべくアピール強化を進めます。

		事業計画
調査・研究・提言 (定款 4 条②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題の現状を知り、様々な視点から学び、消費者団体としての見解をまとめ、広く社会に発信していきます。</li> <li>主張の裏付けとなる政策調査を強化します。(情報の収集と必要な調査の実施)</li> <li>広範な協働が可能な課題で運動を組織し、具体的な前進を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 学習会の開催</li> <li>◇ 専門委員会・プロジェクト運営</li> <li>◇ 社会的発信</li> <li>◇ 調査機能の強化</li> <li>◇ 運動組織、運動推進</li> </ul>
消費者団体交流 (定款 4 条①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会と合わせて運営会議を基本配置し、会員団体の学習や意見交換、活動交流の場としていきます。</li> <li>全国消費者大会の開催を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 運営会議</li> <li>◇ 会員への情報配信</li> <li>◇ 全国消費者大会の開催支援</li> </ul>
生産者、事業者、 専門家等、他団体 交流・啓発 (定款 4 条⑤⑥)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者団体、事業者団体、専門家団体等との対話の機会に積極的に対応します。</li> <li>地域でのネットワークづくりに対して、可能な支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 社会的責任に関する円卓会議への関与</li> <li>◇ 他団体企画への参加・対応、協働行動</li> </ul>
情報収集・提供、 消費者啓発 (定款 4 条③④)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「連絡会」機能の強化については、引き続き改善を図ります。</li> <li>マスコミ等への発信を強化し、意見反映を諮ります。</li> <li>会員団体と協力して一般消費者への啓発活動を展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ホームページ</li> <li>◇ 「消費者ネットワーク」誌</li> <li>◇ 全国消団連速報</li> <li>◇ 連絡会 news</li> <li>◇ プレスリリース</li> </ul>
その他 (定款 4 条⑧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「全国」の名に相応しい組織基盤の整備に引き続き取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 機関運営</li> <li>◇ 会員拡大</li> <li>◇ 国際情報の収集</li> </ul>
基金の事務局機能 (定款 4 条⑦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者被害救済活動を支援します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 消費者スマイル基金事務局機能</li> </ul>